

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 三
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 五

○宮城県告示第七百五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年五月十九日次の者を指定した。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
中川 有	外 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一 番一 号
古関 義人	内循環器内科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二四 号
今野 瑛之	眼 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六 番地
玉井 洋	眼 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一 番 六号
増田 和也	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二四 号
玉井 信	眼 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一 番 六号

○宮城県告示第七百六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所 在 地	所属医療機関の名称	所 在 地
杵淵 忠司	リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番一 号
吉田 和哉	外 科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番一 号	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五 番地

菅原 知広	峰村 出	篠原 大輔
内科	外科	内科
栗原市立若柳病院	登米市立登米市民病院	しのはらクリニック
栗原市若柳字川北原畑二十三番四号	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	登米市米山町西野字西野前二百二番一号
大崎市民病院	石巻赤十字病院	医療法人社団ウエリタス利府往診クリニック
大崎市古川穂波三丁目八番一号	石巻市蛇田字西道下七十一番地	宮城郡利府町花園一丁目一番一 号二階

○宮城県告示第七七七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 峰成	内 科 神 経 内 科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
石井 宗彦	内 科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
加藤 貴志	外 科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地

○宮城県告示第七七八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大崎市松山千石字大樺一四の一四、一四の一六、一六の三、一六の四、二二の三
- 二 保安林として指定された目的

- 干害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第七七九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで縦覧に供する。
平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 巨理郡巨理町荒浜字御狩屋 六 区 菊地 仲悦 巨理郡巨理町字江下六番十二 白井 邦夫	加入区 巨理町加入区 宮城県漁業協同組合 仙南支所 巨理郡巨理町荒浜字 築港通り六番二十二

○宮城県告示第七百十号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年八月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年八月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわぬま矯正歯科クリニック	岩沼市たけくま一丁目十一一	平成二十八年八月一日
えんめい薬局	白石市字延命寺北十一十	平成二十八年八月一日
コスモ薬局	角田市角田字町二百四十六	平成二十八年八月一日
北町薬局	角田市角田字牛館六十四	平成二十八年八月一日
ミリオン薬局米山店	登米市米山町西野字西野前二百一一一	平成二十八年八月一日
しらかし台薬局	宮城郡利府町しらかし台二丁目一十四	平成二十八年八月一日
調剤薬局ココロエル	黒川郡富谷町上桜木二丁目三一六	平成二十八年八月一日
かみ薬局	加美郡色麻町四竈字北河原一一四	平成二十八年八月一日
公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションあゆみ	大崎市古川駅東二丁目十二一十八	平成二十八年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
けやき薬局白石店	調剤	白石市城南二丁目二一十三	平成二十八年七月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び納入予定数量
 - (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千三百三十九トン
 - (二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 三十八キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 契約締結の日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三三五）へ平成二十八年九月八日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号

宮城県大河原土木事務所総務班（担当 長谷川 実 電話〇二二四一五三一三三五）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十八年九月十三日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八年九月十二日（月）午後五時まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十八年九月二十七日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十八年十月十一日（火）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十八年十月十四日（金）とし、開札の時刻及び場所は

一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法
 - (一) 入札金額は一の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
 - (二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2017.
- 3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, October 11, 2016, 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Minoru Hasegawa, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-533135
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
登米市中田町上沼字新寺山下四十五番一、四十五番二、四十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
登米市中田町上沼字大泉門畑二十六番地
有限会社小野寺土木

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
多賀城市町前三丁目八十六番二、八十七番一、八十七番二、八十八番一、八十八番二、八十九番一、八十九番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福島県いわき市平谷川瀬字明治町二十七番地
新桜井電機株式会社